

一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案																																																																
<p>第1条～第28条 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～22 省略</p> <p>(給料の特例)</p> <p>23 次の各号に掲げる職員の給料は、この条例の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 職務の級が8級から5級(別表第1の2(その1)5級の項第5号から第8号までの職務に限る。以下この号及び次号において同じ。)までの適用を受ける職員(別表第1(その1)行政職給料表の適用を受ける職員(三田市民病院職員の職名に関する規程(平成21年三田市民病院事業管理規程第14号)別表第2に掲げる職務名の職員のうち、技術職員に属するものを除く。)に限る。) この条例の規定による給料の額に、その職務及び期間ごとに次の表に掲げる率を乗じて得た額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">期間</th> <th colspan="4">職務の級</th> </tr> <tr> <th>8級</th> <th>7級</th> <th>6級</th> <th>5級(副課長の職務に限る。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年4月分から 令和3年3月分まで</td> <td>100分の95</td> <td>100分の95.5</td> <td>100分の96</td> <td>100分の96.5</td> </tr> <tr> <td>令和3年4月分から 令和4年3月分まで</td> <td>100分の96</td> <td>100分の96.5</td> <td>100分の97</td> <td>100分の97.5</td> </tr> <tr> <td>令和4年4月分から 令和5年3月分まで</td> <td>100分の97</td> <td>100分の97.5</td> <td>100分の98</td> <td>100分の98.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 職務の級が5級(別表第1の2(その1)5級の項第1号から第4号までの職務に限る。以下この号において同じ。)から1級までの適用を受ける職員(別表第1(その1)行政職給料表の適用を受ける職員(三田市民病院職員の職名に関する規程別表第2に掲げる職務名の職員のうち、技術職員に属するものを除く。)に限る。) この条例の規定による給料の額に、その職務及び期間ごとに次の表に掲げる率を乗じて得た額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">期間</th> <th colspan="2">職務の級</th> </tr> <tr> <th>5級(課長補佐の職務に限る。)、4級及び3級</th> <th>2級及び1級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年10月分から</td> <td>100分の97</td> <td>100分の97.5</td> </tr> </tbody> </table>	期間	職務の級				8級	7級	6級	5級(副課長の職務に限る。)	令和2年4月分から 令和3年3月分まで	100分の95	100分の95.5	100分の96	100分の96.5	令和3年4月分から 令和4年3月分まで	100分の96	100分の96.5	100分の97	100分の97.5	令和4年4月分から 令和5年3月分まで	100分の97	100分の97.5	100分の98	100分の98.5	期間	職務の級		5級(課長補佐の職務に限る。)、4級及び3級	2級及び1級	令和2年10月分から	100分の97	100分の97.5	<p>第1条～第28条 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～22 省略</p> <p>(給料の特例)</p> <p>23 次の各号に掲げる職員の給料は、この条例の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 職務の級が8級から5級までの適用を受ける職員(別表第1(その1)行政職給料表の適用を受ける職員(三田市民病院職員の職名に関する規程(平成21年三田市民病院事業管理規程第14号)別表第2に掲げる職務名の職員のうち、技術職員に属するものを除く。)に限る。) この条例の規定による給料の額に、その職務及び期間ごとに次の表に掲げる率を乗じて得た額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">期間</th> <th colspan="4">職務の級</th> </tr> <tr> <th>8級</th> <th>7級</th> <th>6級</th> <th>5級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年4月分から 令和3年3月分まで</td> <td>100分の95</td> <td>100分の95.5</td> <td>100分の96</td> <td>100分の96.5</td> </tr> <tr> <td>令和3年4月分から 令和4年3月分まで</td> <td>100分の96</td> <td>100分の96.5</td> <td>100分の97</td> <td>100分の97.5</td> </tr> <tr> <td>令和4年4月分から 令和5年3月分まで</td> <td>100分の97</td> <td>100分の97.5</td> <td>100分の98</td> <td>100分の98.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 職務の級が4級から1級までの適用を受ける職員(別表第1(その1)行政職給料表の適用を受ける職員(三田市民病院職員の職名に関する規程別表第2に掲げる職務名の職員のうち、技術職員に属するものを除く。)に限る。) この条例の規定による給料の額に、その職務及び期間ごとに次の表に掲げる率を乗じて得た額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">期間</th> <th colspan="2">職務の級</th> </tr> <tr> <th>4級及び3級</th> <th>2級及び1級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年10月分から</td> <td>100分の97</td> <td>100分の97.5</td> </tr> </tbody> </table>	期間	職務の級				8級	7級	6級	5級	令和2年4月分から 令和3年3月分まで	100分の95	100分の95.5	100分の96	100分の96.5	令和3年4月分から 令和4年3月分まで	100分の96	100分の96.5	100分の97	100分の97.5	令和4年4月分から 令和5年3月分まで	100分の97	100分の97.5	100分の98	100分の98.5	期間	職務の級		4級及び3級	2級及び1級	令和2年10月分から	100分の97	100分の97.5
期間		職務の級																																																															
	8級	7級	6級	5級(副課長の職務に限る。)																																																													
令和2年4月分から 令和3年3月分まで	100分の95	100分の95.5	100分の96	100分の96.5																																																													
令和3年4月分から 令和4年3月分まで	100分の96	100分の96.5	100分の97	100分の97.5																																																													
令和4年4月分から 令和5年3月分まで	100分の97	100分の97.5	100分の98	100分の98.5																																																													
期間	職務の級																																																																
	5級(課長補佐の職務に限る。)、4級及び3級	2級及び1級																																																															
令和2年10月分から	100分の97	100分の97.5																																																															
期間	職務の級																																																																
	8級	7級	6級	5級																																																													
令和2年4月分から 令和3年3月分まで	100分の95	100分の95.5	100分の96	100分の96.5																																																													
令和3年4月分から 令和4年3月分まで	100分の96	100分の96.5	100分の97	100分の97.5																																																													
令和4年4月分から 令和5年3月分まで	100分の97	100分の97.5	100分の98	100分の98.5																																																													
期間	職務の級																																																																
	4級及び3級	2級及び1級																																																															
令和2年10月分から	100分の97	100分の97.5																																																															

令和3年3月分まで		
令和3年4月分から令和4年3月分まで	100分の98	100分の98.5
令和4年4月分から令和5年3月分まで	100分の99	100分の99.5

(4) 省略

24～29 省略

別表第1(その1)～別表第1(その4) 省略

別表第1の2(その1)(第3条関係)

行政職給料表級別標準職務表

職務の級	職務の内容
省略	
5級	<u>(1) 市長事務部局 課長補佐、館長補佐、所長補佐、副主任、保育所所長補佐、作業長、副作業長の職務</u> <u>(2) 市議会事務局 課長補佐の職務</u> <u>(3) 各行政委員会事務局等 課長補佐、館長補佐、所長補佐、副主任、幼稚園の園長補佐の職務</u> <u>(4) 消防 消防本部及び消防署の課長補佐の職務</u> <u>(5) 市長事務部局 副課長、主幹、副館長、副所長、統括作業長の職務</u> <u>(6) 市議会事務局 副課長の職務</u> <u>(7) 各行政委員会事務局等 副課長、副館長、副所長、主幹、幼稚園の副園長の職務</u> <u>(8) 消防 消防本部の副課長の職務</u> <u>(9) 前各号に相当する職務</u>
省略	
8級	<u>(1) 市長事務部局 危機管理監、医療政策監、市参事、部長、部参事の職務</u> <u>(2) 市議会事務局 事務局長の職務</u> <u>(3) 各行政委員会事務局等 事務局長の職務</u> <u>(4) 消防 消防長の職務</u> <u>(5) 前各号に相当する職務</u>

別表第1の2(その2)(第3条関係)

教育行政職給料表級別標準職務表

職務の級	職務の内容
省略	

令和3年3月分まで		
令和3年4月分から令和4年3月分まで	100分の98	100分の98.5
令和4年4月分から令和5年3月分まで	100分の99	100分の99.5

(4) 省略

24～29 省略

別表第1(その1)～別表第1(その4) 省略

別表第1の2(その1)(第3条関係)

行政職給料表級別標準職務表

職務の級	職務の内容
省略	
5級	<u>(1) 市長事務部局 副課長、主幹、副館長、副所長、統括作業長の職務</u> <u>(2) 市議会事務局 副課長の職務</u> <u>(3) 各行政委員会事務局等 副課長、副館長、副所長、主幹、幼稚園の副園長の職務</u> <u>(4) 消防 消防本部の副課長の職務</u> <u>(5) 前各号に相当する職務</u>
省略	
8級	<u>(1) 市長事務部局 危機管理監、医療政策監、情報政策監、市参事、部長、部参事の職務</u> <u>(2) 市議会事務局 事務局長の職務</u> <u>(3) 各行政委員会事務局等 事務局長の職務</u> <u>(4) 消防 消防長の職務</u> <u>(5) 前各号に相当する職務</u>

別表第1の2(その2)(第3条関係)

教育行政職給料表級別標準職務表

職務の級	職務の内容
省略	

3級	市長事務部局又は教育委員会事務局の指導主事の課長補佐又は係長の職務
省略	
以下省略	

3級	市長事務部局又は教育委員会事務局の指導主事の係長の職務
省略	
以下省略	